

	会議, 委員会 等	学校が実施する取組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4月	○職員会議 ・基本方針・指導計画の確認 ○いじめ対策委員会		○保護者懇談	○発生事案への対処(随時) ○対応手順の共通理解 (対策委員会)
5月				
6月	○PTA人権教育講演会 (PTA)	○教育相談週間(生徒指導部) ・一人ひとりと教育相談 ○PTA人権教育研修会 (保護者・5・6年生)	○教育相談アンケート (生徒指導部) ○担任による教育相談	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処(生徒指導部)
7月			○保護者懇談	
8月		○補導(生徒指導部) ○PTA人権教育事前研修会 (人権教育部)		
9月	○いじめ対策委員会			
10月		○情報モラル授業 (情報教育部)		
11月		○ハートフル人権学習会(4年生)		
12月		○教育相談週間(生徒指導部) ・一人ひとりと教育相談	○教育相談アンケート (生徒指導部) ○担任による教育相談 ○保護者懇談	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処(生徒指導部)
1月				
2月		○携帯電話教室(情報教育部)		
3月	○いじめ対策委員会 ・取組の検証, 基本方針の修正			

年間を通して、行う取組
 ○毎日心の健康観察の実施
 ○毎月、生徒指導部会を開き、情報交換を実施
 ○毎週金曜日の終礼で生徒指導情報交換会を実施
 ○スクールカウンセラーによるカウンセリング